

広島市水道局週休2日工事試行要領
(土木工事及び配管工事)

Q & A

令和5年6月

目次

(定義) 第2条関係	1
Q 1 週休2日の対象期間は、どの期間なのか。	1
Q 2 工事着手日とは、どの日を指すのか。	1
Q 3 工事完了日とは、どの日を指すのか。	1
Q 4 必ず土曜日・日曜日に現場閉所しないといけないのか。	1
Q 5 振替日はいつでもよいのか。	2
Q 6 祝日はどのように取り扱うのか。	2
Q 7 工場製作期間は対象期間外であるが、工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。	2
Q 8 現場閉所として扱う日の監督員が必要と認める現場管理上必要な作業とはどのような作業なのか。	2
Q 9 現場内における災害や事故等で土曜日・日曜日に予定外の現場作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。	3
Q 10 現場閉所として扱う日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。	3
Q 11 施工箇所点在型対象工事は、施工箇所毎で現場閉所を判断するのか、工事単位で判断するのか。	3
Q 12 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に現場作業したことになるのか。	3
Q 13 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所とみなしてよいのか。	3
Q 14 会社等で他の事務作業等を行う場合は現場閉所とみなしてよいのか。	3
Q 15 現場に出勤後すぐに降雨等により現場作業を行なわなかった場合、現場閉所とみなしてよいのか。	4
Q 16 半日休工を2回行った場合、1日分の振替日としてみなしてよいのか。	4
Q 17 台風接近や豪雨予想により予め休工し現場閉所としたが、現場内巡回パトロールを含め、現場事務所で待機した場合、現場閉所とみなしてよいのか。	4
(対象工事) 第3条関係	4
Q 18 「現場での施工期間(実作業日数)が7日間未満の工事」とは、どのような工事のことをいうのか。	4
(実施方法) 第4条関係	4
Q 19 「発注者指定型」の場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	4
Q 20 「受注者希望型」の場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	4
Q 21 「受注者希望型」の実施希望有無の提出はいつまでなのか。	5
Q 22 「受注者希望型」の工事を受注し、週休2日を希望しなかった場合、ペナルティーはあるのか。	5

Q 2 3 「受注者希望型」で週休2日を希望した工事途中で週休2日工事（4週8休）の実施が困難となった場合、ペナルティーはあるのか。	5
Q 2 4 「発注者指定型」の工事途中で週休2日工事（4週8休）の実施が困難となった場合、ペナルティーはあるのか。	5
（実施報告）第5条関係	5
Q 2 5 現場閉所日の確認はどのように行うのか。	5
Q 2 6 現場閉所について、監督員が現地確認を行うのか。	6
（設計方法）第6条関係	6
Q 2 7 どのような場合に設計変更の対象となるのか。	6
Q 2 8 過年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。	6
Q 2 9 最終変更時において工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。	6
Q 3 0 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。	6
Q 3 1 見積単価は補正係数の対象となるのか。	6
Q 3 2 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。	7
Q 3 3 不断水T字管、不断水T字管(耐震型)、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示(溶融式) (シート式)の工事費は補正対象になるか	7
Q 3 4 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。	7
Q 3 5 機械経費（賃料）の補正はどのように行うのか。	7
Q 3 6 「設計業務委託等技術者単価」は、なぜ労務費の補正対象とならないのか。	8
Q 3 7 災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。	8
（工期設定）第7条関係	8
Q 3 8 「週休2日工事」達成のための工期延長は認められるのか。	8
Q 3 9 工期変更となった場合、対象期間はどうか。	8
（工事成績評定）第8条関係	8
Q 4 0 週休2日を達成できた場合の工事成績評定はどうか。	8
Q 4 1 【評定の対象にならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」により施工実績を証明するものとする。】とあるが、評定の対象とならないものとはなにか。 ...	8

(定義) 第2条関係

Q 1 週休2日の対象期間は、どの期間なのか。

A 1

工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までの期間です。

なお、対象期間には年末年始休暇6日間（原則として12月29日から1月3日とするが、会社の休暇制度に合わせて変更可）、夏期休暇3日間（原則として8月13日から8月15日とするが、会社の休暇制度に合わせて変更可）、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）は含みません。

工事着手日の前や工事完了日の後に行う会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、対象期間外となります。

Q 2 工事着手日とは、どの日を指すのか。

A 2

工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費に計上されている「種別・細別」及び準備費として積上げ計上されているもの）について、着手する日をいいます。水道工事共通仕様書の工事着手とは異なるので注意してください。

【水道工事共通仕様書（工事着手）】

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

Q 3 工事完了日とは、どの日を指すのか。

A 3

工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日です。

Q 4 必ず土曜日・日曜日に現場閉所しないとイケないのか。

A 4

原則として土曜日・日曜日を現場閉所することとしています。

ただし、やむを得ず土曜日・日曜日に現場作業を行う場合は、対象期間内に振替日を設定することができます。

なお、休日等取得計画表兼実績表における現場閉所計画日は対象期間内の土曜日・日曜日に設定してください。

Q 5 振替日はいつでもよいのか。

A 5

振替日は、対象期間内の平日現場閉所日に設定できます。

ただし、月曜日から金曜日の5日間のうち3日以上を振替日として設定する場合は、監督員が認めた期間に限り設定できるものとし、以下の理由によるもの及びこれらに準ずる場合とします。

- ・ 地元等から平日閉所を要求された場合の代替土日施工
- ・ 降雨等による平日閉所の代替土日施工
- ・ 地元等から指定された土日施工の代替閉所
- ・ 地元等から施工期限を指定された区間等の土日施工の代替閉所
- ・ 週間降雨予報による想定閉所日の代替土日施工
- ・ 社会通念上やむを得ないと判断される平日閉所及び土日施工
- ・ 受注者の休暇制度が土日以外の日となっている場合

また、理由によっては振替日の設定が不要な場合（Q 8、Q 9）があります。

なお、令和4年7月以前の単価で設計した工事の振替日は、現場閉所予定日の前後6日以内となっています。

Q 6 祝日はどのように取り扱うのか。

A 6

本要領における「週休2日」とは、土曜日・日曜日を対象としています。

月曜日から金曜日が祝日の場合や祝日の振替休日は、平日と同様に取り扱いますので、現場閉所した場合には振替日として設定できます。

Q 7 工場製作期間は対象期間外であるが、工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。

A 7

工場製作期間のみ対象期間外であり、工場製作期間と現場作業が並行する期間は対象期間となります。

Q 8 現場閉所として扱う日の監督員が必要と認める現場管理上必要な作業とはどのような作業なのか。

A 8

次のような作業が考えられます。

なお、監督員が必要と認めた作業については、振替日の設定は不要です。

- ・ 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・ 立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・ コンクリートの品質を確保するうえで必要な養生作業
- ・ 現場を公開する場合及び地元協議対応など
- ・ その他、監督員が必要と認めた場合

Q 9 現場内における災害や事故等で土曜日・日曜日に予定外の現場作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A 9

受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日対象の土曜日・日曜日から除きますので、振替日の設定は不要です。

Q 10 現場閉所として扱う日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。

A 10

現場閉所日の交通誘導や現場管理上必要な作業（Q8）は、現場作業に含みませんので現場閉所として扱います。

Q 11 施工箇所点在型対象工事は、施工箇所毎で現場閉所を判断するのか、工事単位で判断するのか。

A 11

工事単位で判断します。従って、全ての施工箇所が現場閉所していなければ現場閉所として認められません。

Q 12 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に現場作業したことになるのか。

A 12

通常勤務すべき時間帯の開始時間（土木工事標準積算基準書では朝8時）までの現場作業であれば、土曜日の現場作業とはなりません。

Q 13 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所とみなしてよいのか。

A 13

現場閉所とは、現場事務所で書類整理等の事務作業を含めて実施されていない状況を指しますので、現場閉所とは認められません。

Q 14 会社等で他の事務作業等を行う場合は現場閉所とみなしてよいのか。

A 14

「週休2日工事」における現場閉所とは、契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、対象現場について「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」となっていれば現場閉所として取り扱います。

Q 1 5 現場に出勤後すぐに降雨等により現場作業を行なわなかった場合、現場閉所とみなしてよいのか。

A 1 5

現場に出勤後、降雨等で現場作業を行わず、すぐに休工とすれば現場閉所として取り扱いますが、現場事務所で書類整理等の事務作業などを行った場合は、現場閉所としては認められません。

また、現場作業開始後に、降雨等で中止した場合には、既に現場作業を実施しているため、現場閉所として認められません。

Q 1 6 半日休工を2回行った場合、1日分の振替日としてみなしてよいのか。

A 1 6

1日を通して現場閉所されている状態でなければ、現場閉所としては認められません。

Q 1 7 台風接近や豪雨予想により予め休工し現場閉所としたが、現場内巡回パトロールを含め、現場事務所で待機した場合、現場閉所とみなしてよいのか。

A 1 7

台風などの自然要因による現場内パトロール及び現場事務所での待機は、現場閉所として取り扱います。

(対象工事) 第3条関係

Q 1 8 「現場での施工期間（実作業日数）が7日間未満の工事」とは、どのような工事のことをいうのか。

A 1 8

設計積算時に当局基準により算定した実作業日数が、7日間未満の工事です。

(実施方法) 第4条関係

Q 1 9 「発注者指定型」の場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。

A 1 9

当初積算より週休2日工事の4週8休（累計現場閉所日達成率100%）の補正を行います。

実績が4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時において、達成率に応じた補正係数に減じて設計変更を行います。

Q 2 0 「受注者希望型」の場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。

A 2 0

当初積算では週休2日工事の補正は行いません。

最終変更契約時において、現場閉所の達成状況（累計現場閉所日達成率）に応じて補正係数を乗じて設計変更を行います。

Q 2 1 「受注者希望型」の実施希望有無の提出はいつまでなのか。

A 2 1

実施希望の有無は、契約締結（着手日選択型の場合は実工事期間の始期）後 7 日以内です。工程表の提出に併せて、工事打合せ簿により実施の意向を提出してください。

なお、工事着手後に週休 2 日工事を希望することはできません。

Q 2 2 「受注者希望型」の工事を受注し、週休 2 日を希望しなかった場合、ペナルティーはあるのか。

A 2 2

工事成績評定での減点等のペナルティーはありませんが、工事完了時に現場閉所日が 4 週 6 休以上であった場合でも補正変更は行えません。

Q 2 3 「受注者希望型」で週休 2 日を希望した工事途中で週休 2 日工事（4 週 8 休）の実施が困難となった場合、ペナルティーはあるのか。

A 2 3

工事成績評定での減点等のペナルティーはありませんが、本取組みの趣旨を鑑み、現場閉所日の達成率を向上させるよう取組んでください。

また、週休 2 日（4 週 8 休）が達成できなかった理由をアンケートに記載してください。

Q 2 4 「発注者指定型」の工事途中で週休 2 日工事（4 週 8 休）の実施が困難となった場合、ペナルティーはあるのか。

A 2 4

工事成績評定での減点等のペナルティーはありませんが、本取組みの趣旨を鑑み、現場閉所日の達成率を向上させるよう取組んでください。

なお、4 週 8 休未達成の場合は、現場閉所日達成率に応じた補正率に減じて減額変更を行います。

また、週休 2 日（4 週 8 休）が達成できなかった理由をアンケートに記載してください。

（実施報告）第 5 条関係

Q 2 5 現場閉所日の確認はどのように行うのか。

A 2 5

「休日等取得計画表兼実績表」、「工事週報（任意様式）」及び「工事日報」により行います。必要に応じて、取得実績の確認のため、書類（危険予知活動記録等）の提示をお願いすることがあります。

また、完了時の休日等取得計画表兼実績表は、実際の工事着手日から工事完了日までの閉所対象となる土曜日・日曜日の現場閉所計画欄に●入力し、実際に閉所した日の実績欄に●入力したものを提出してください。

Q 2 6 現場閉所について、監督員が現地確認を行うのか。

A 2 6

原則として「休日等取得計画表兼実績表」、「工事週報（任意様式）」及び「工事日報」などにより確認を行うため、現地確認は行いませんが、虚偽記載等が判明した場合には指名停止となることがあります。

（設計方法）第6条関係

Q 2 7 どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A 2 7

「受注者希望型」においては、対象期間に発注者が認めた振替日を含めて、4週6休以上（累計現場閉所日達成率75.0%以上）を確保できた場合に設計変更の対象となります。

「発注者指定型」においては、対象期間に発注者が認めた振替日を含めて4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時に、達成率に応じた補正係数に減じて設計変更を行いません。

なお、いずれの場合も累計現場閉所日達成率は次の計算式で算出します。

達成率（%）＝「現場閉所日実績の累計日数」／「対象期間内の土日の累計日数」×100

Q 2 8 過年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。

A 2 8

最終変更時において設計変更を行います。

Q 2 9 最終変更時において工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。

A 2 9

最終変更時点の実績が反映された「休日等取得計画表兼実績表」をもとに受注者と発注者で協議のうえ、工事完了日までの見込みにより変更を行います。

なお、工事完了後速やかに実績を記入した「休日等取得計画表兼実績表」を提出してください。

Q 3 0 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。

A 3 0

市場単価（港湾工事除く）、土木工事標準単価どちらも、補正対象となります。

Q 3 1 見積単価は補正係数の対象となるのか。

A 3 1

歩掛見積りについては、補正対象となります。

単価（金額）見積りについては、補正対象外となります。

Q 3 2 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。

A 3 2

仮設材の賃料は、補正対象外となります。

Q 3 3 不断水T字管、不断水T字管（耐震型）、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）の工事費は補正対象になるか

A 3 3

不断水T字管の工事費は、水道事業実務必携（歩掛）に基づき決定しているため、補正対象となります。

不断水T字管（耐震型）、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）の工事費は、水道用資材等価格調査業務により、市場単価と同様に工事費の実態を調査して決定しており、市場単価に準じて補正対象としています。

Q 3 4 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。

A 3 4

基準額に週休2日以外の補正係数及び週休2日の補正係数を乗じ端数処理（10円未満切捨て）します。

- （例）条件：・普通作業員
・夜時間制約（夜1）
・4週8休以上

補正後の労務費

$$\begin{aligned} &= \text{労務単価（基準額）} \times \text{時間的制約補正} \times \text{夜間補正} \times \text{週休2日補正} \\ &= 18,300\text{円} \times 1.14 \times 1.5 \times 1.05 \\ &= 32,857.65\text{円} \Rightarrow 32,850\text{円（端数処理）} \end{aligned}$$

Q 3 5 機械経費（賃料）の補正はどのように行うのか。

A 3 5

日標準賃料に週休2日以外の補正係数（小数第3位（小数第4位四捨五入））を乗じ端数処理（有効数字3桁止め（有効数字4桁目四捨五入））します。その後、週休2日の補正係数を乗じ端数処理（有効数字3桁止め（有効数字4桁目四捨五入））します。

- （例）条件：・トラッククレーン賃料（油圧式4.9t吊）
・夜時間制約（夜1）
・4週8休以上

基準賃料

$$\begin{aligned} &= \text{日標準賃料} \times \text{夜間補正} \\ &= 29,200\text{円} \times 1.225 \\ &= 35,770\text{円} \Rightarrow 35,800\text{円（端数処理）} \end{aligned}$$

補正後の賃料

$$\begin{aligned} &= \text{基準賃料} \times \text{週休2日補正} \\ &= 35,800\text{円} \times 1.04 \\ &= 37,232\text{円} \Rightarrow 37,200\text{円（端数処理）} \end{aligned}$$

Q 3 6 「設計業務委託等技術者単価」は、なぜ労務費の補正対象とならないのか。

A 3 6

「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。（例：家屋調査費（事前調査費）鉄筋探查等）

Q 3 7 災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。

A 3 7

災害や事故等の作業について、当該工事において設計変更により計上した場合は、単価（金額）見積りにより積算したものは補正係数の対象となりませんが、標準歩掛により積算したものは補正の対象となります。

（工期設定）第7条関係

Q 3 8 「週休2日工事」達成のための工期延長は認められるのか。

A 3 8

週休2日達成のための工期延長は認められません。

なお、現場条件の変更等、受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することが困難となった場合は、監督員と工期延期について協議してください。

Q 3 9 工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。

A 3 9

工期変更となった場合は、必要に応じて対象期間を変更してください。

（工事成績評価）第8条関係

Q 4 0 週休2日を達成できた場合の工事成績評価はどうなるのか。

A 4 0

「週休2日工事」として発注した工事において4週8休（累計現場閉所日達成率100%）を達成できた場合、工事成績評価において加点評価します。

Q 4 1 【評価の対象にならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」により施工実績を証明するものとする。】とあるが、評価の対象とならないものとはなにか。

A 4 1

「週休2日工事」として発注した工事のうち工事評価を行わない工事（工事完成時の請負金額が250万円未満の工事及び管理者が評価について必要でないと認めた工事）のことで。

なお、「週休2日工事」として発注していない工事は「週休2日工事」の実績とはなりません。